

愛知県環境影響評価条例における建替事業の
要件の設定について
(中間取りまとめ)

令和8年10月14日

愛知県環境審議会総合政策部会

はじめに

愛知県における環境影響評価制度は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）及び愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）の一体的な運用により形成されているところである。

こうした中、法の施行から四半世紀以上が経過し、環境影響評価手続の対象となる工作物についても建替えの時期を迎える事業が生じている。

既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、同一又は近接区域に当該既存工作物と同種の工作物を新設する事業（以下「建替事業」という。）については、建替え前後で工作物の位置や規模が大きく変わらないことから、国は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）において行う位置、規模等に関する複数案の設定を不要とするなどの改正法を令和7年6月に公布した。これにより、建替事業に係る配慮書（以下「建替配慮書」という。）においては、既存事業に係る環境影響に関する情報を活用して、建替え後の事業における環境の保全のための配慮の内容を記載することとなり、効果的かつ効率的な環境影響評価につながるものとされている。

愛知県では、本改正を受け、令和8年3月に条例を改正し、同様の規定を盛り込んだところである。改正条例の施行に当たっては、条例に基づく建替事業の要件（①対象となる事業種、②既存工作物が設置されている区域の境界からの距離（以下「距離」という。）及び③新設工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比（以下「規模の比」という。））を定める必要がある。このため、令和8年7月31日に知事から「愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について」愛知県環境審議会に諮問がなされ、同審議会総合政策部会においてその審議を行ってきた。

これまでに、愛知県環境審議会総合政策部会においては2回の審議を行ってきた。今後、答申を取りまとめるに当たっては、広く県民の方々の意見をお聞きする必要があると考え、このたび、これまでの審議の結果を「中間取りまとめ」として公表することとした。

1 建替事業の要件を設定する事業種

（1）法の対象事業（閣議決定済）

法においては、建替事業に係る環境影響評価手続の実績があり、今後も建替えが想定される火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業について、建替事業の要件を設定することとした。

条例は法と一体的な運用により形成されていることから、法の対象事業については、法と同様に火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業の建替事業の要件を定めることが適当である。

(2) 条例独自の対象事業

条例においても、建替事業に係る環境影響評価手続の実績があり、今後も建替えが想定される事業を対象として建替事業の要件を設定することとした。

条例独自の対象事業のうち、ごみ処理施設（焼却施設）については、建替事業に係る環境影響評価手続の実績があり、今後も建替えが想定されることから建替事業の要件を定めることが適当である。

また、し尿処理施設及び産業廃棄物焼却施設については、建替事業に係る環境影響評価手続の実績はないものの、既存工作物による環境影響の調査結果が活用できることから、建替配慮書の対象とすることが望ましく、建替事業の要件を定めることが適当である。

その他の事業種については、事業特性上、直ちに建替配慮書の対象とする必要性がないことから、要件は定めないこととした。

2 建替事業の要件

(1) 法の対象事業（閣議決定済）

法の対象事業種である火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業については、表1のとおり、法と同様の距離及び規模の比の要件を定めることが適当である。

表1 法の対象事業に係る建替事業の要件

①事業種	②距離	③規模の比
火力発電事業	発電所敷地から 300m 以内	出力：2.0 以下
風力発電事業	風車設置位置から 300m 以内	出力：1.1 以下
地熱発電事業	発電設備敷地※から 300m 以内	出力：1.3 以下

※ タービン建屋、冷却塔等が設置されている区域

(2) 条例独自の対象事業

条例独自の対象事業については、「建替事業」という点に着目し、位置や規模が大きく変わらないことを「建替」と整理することとし、条例第25条第2項の「軽微な変更」を準用して、表2のとおり距離及び規模の比の要件を定めることが適当である。

表2 条例独自の対象事業に係る建替事業の要件

①事業種	②距離	③規模の比
ごみ処理施設（焼却施設）	既存施設の敷地から 100m 以内	処理能力：1.1 以下
し尿処理施設	既存施設の敷地から 100m 以内	処理能力：1.1 以下
産業廃棄物焼却施設	既存施設の敷地から 100m 以内	処理能力：1.1 以下

愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過

開催年月日等	審議事項
諮問 令和8年7月31日	○ 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」知事からの諮問
第1回 令和8年9月10日	○ 愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について
第2回 令和8年10月14日	○ 「愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について」（中間取りまとめ）
パブリック・コメント 令和8年10月下旬 ～令和8年11月下旬（予定）	○ 「愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について」（中間取りまとめ）に対する県民意見の募集について

愛知県環境審議会総合政策部会構成員

区 分	氏 名	職 業
部会長	ふかさわ 深澤 りゅういちろう 龍 一郎	名古屋大学大学院法学研究科教授
委 員	あさかわ 浅川 すすむ 晋	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
同	いのうえ 井上 たかのぶ 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
同	おおishi 大石 やさき 弥幸	大同大学名誉教授
同	おさだ 長田 かずお 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
同	すぎやま 杉山 のりこ 範子	東海学園大学教育学部教授
同	たかはし 高橋 ゆうすけ 祐介	名古屋大学大学院法学研究科教授
同	みなみ 南 まさよ 雅代	名古屋大学宇宙地球環境研究所教授
同	わたなべ 渡邊 みきお 幹男	愛知教育大学教育学部教授
専門委員	なかしま 中島 ゆうこ 裕子	日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長
同	はしもと 橋本 たかよ 貴代	愛知県地域環境保全委員
同	みやざわ 宮澤 あきら 明	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部社会実装推進担当部長

(委員、専門委員は五十音順、敬称略)